

3-2 測量調査設計業務情報サービス登録
(T E C R I S)

測量調査設計業務情報サービス（TECRIS）登録については、以下のとおりとする。

1. T E C R I Sへの登録するためのシステム

T E C R I S入力システム

【販売】 (財) 日本建設情報総合センター (J A C I C)

2. 登録の対象となる業務

委託金額が100万円（消費税込み）以上の調査設計業務、地質調査業務ならびに測量業務を対象とする。建築関係業務は対象外とする。

その際、発注機関が共通仕様書等で TECRISへの登録を義務付けている業務は「義務付け登録」、それ以外で企業が自主的に登録する場合は「自主登録」とする。後者の場合でも、発注機関への業務カルテの内容確認は必要である。